

控室

首都圏大学非常勤講師組合

東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会

TEL 035-395-5255

URL: <http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/>e-mail: sida@union-kk.com〒170-0005 東京都豊島区
南大塚 2-33-10
東京労働会館 5F
郵便振替口座
00140-9-157425
大学非常勤講師分会

立教女学院裁判、勝訴しました！—判決報告—

清野三恵子

2009年12月25日(木)午後2時半、東京地方裁判所・松本真裁判官から「原告が被告に対して雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する」という判決が言い渡されました。傍聴席からは「おおー」という感嘆の声が聞こえました。「雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する」・・・私が夢見ていた一文でした。2007年10月に本裁判を提訴した後、どうしてもほしかった言葉です。その一文を聞き、自然と涙が溢れました。自分で「提訴しよう」と決めた裁判ですが、ここまで決して平坦ではなかった日々が思い出されました。



2007年2月13日に突然「5月末で契約満了とし、次回の更新はありません」と立教女学院から雇い止めを言い渡され、立

教女学院には正規教職員にさえ労働組合がなかったため、個人で入れる労働組合を探し、東京公務公共一般労働組合大学非常勤講師分会を紹介してもらいました。

組合に加入後、何度か団体交渉を持ちましたが、立教女学院は団体交渉の第1回目から代理人弁護士をたて、交渉でも弁護士が一方向的に話すだけで、同席している事務局長や人事課長は一言も声を発しませんでした。

組合蔑視・敵視の強い中、雇い止め期日の5月31日をむかえ、東京都労働委員会にも「不当労働行為」で申立てを行いました。弁護士は「1年契約だから」と繰り返すばかりで、埒が明かず、組合と相談し裁判を起こすことにしました。労働事件に熱心な弁護士を紹介してもらい、弁護士費用は自分で払い裁判を始めました。

最初に始めた「仮処分裁判」では、主人の収入があるため「清野さんは賃金保全の緊急性がない」と言われ納得できないものであり、本裁判で審議してもらうことにしました。

そして、本裁判を提訴して約1年2ヵ月後の12月25日が判決言い渡しとなりました。正直ここまで裁判、そして労

働運動というものが大変なものだとは思いませんでした。

弁護士がついていても、労働事件のため事実はすべて自分で伝えなければならず、どんな仕事をしていたのか、どんな状況で雇い止めにあったのか、立教女学院からどんな発言があったのかなどを弁護士に伝えるため、朝まで徹夜し文章を作ることも何度もありました。裁判書類も弁護士とともに作成しました。その後、組合本部の方から、東京争議団への加盟を勧められ加入し活動することになりました。2008年2月から判決があった12月まで、隔週の木曜日には東京地裁の前で自分で作成したビラを配り宣伝行動を行い、他の争議団の応援や勉強会、国会内での労働者のシンポジウムなどに参加し、多くの組合に訴えに行き私の事件に対する支援と協力を訴えてきました。裁判に勝ち抜くために、労働事件においては、正直、なぜここまで労働者側が大変な思いをしなくてはならないのかと疑問に思う日もありました。きっとそれが今の日本の労働事件の実情なのだと思います。残念な気持ちもします。けれども、何か自分がしたりなかったことで裁判に負けてしまったらきっと後悔すると思ひ、自分なりに精一杯活動してきたつもりです。

また分会の皆さんとともに、日本教育学会、日本法律学会、立教女学院の宗教的指導者である日本聖公会、立教大学へ支援を求める要請書を送り、裁判所や他の組合への要請にも同行していただきました。8月、9月には証人尋問があり、休み期間中でありながら、傍聴席が溢れるほどの傍聴支援にご協力いただき、分会の皆様には心から感謝しています。皆様のお陰で、裁判所・学院側に、この裁判

の持つ意義(企業だけではなく、教育現場にまで拡がる不安定雇用、非正規労働者の合理的な理由なき使い捨て)を、十分に伝えることができたと思います。また裁判をすすめる上で、分会の法律の専門家の方達から意見を聞くことができ、多くのことを教えていただきました。

私は自分自身が雇い止めにあい「わが身」になって初めて、現代の日本社会の若者はもちろんのこと、すべての世代にわたって、いかに「不安定な雇用」が拡がっているかを知りました。自分の身に振りかかるまでは、どこか「他人事」だと思っていたのかもしれない。裁判を闘う中で辛いと思うことも多々ありましたが、私は裁判に負けると思ったことはありませんでした。なぜなら、現在、不景気により多くの非正規労働者が雇用を奪われている深刻な状況ですが、立教女学院は経営状況も健全で雇用調整をする必要性も全くないのに、長く正規職員と同様に働いてきた嘱託職員を雇い止めにし、新たに正規職員を雇用しようとしています。そんな立教女学院の雇い止めを認める判決が下されるわけがない、と信じていたからです。そんな理由が認められてしまえば、今の日本には非正規労働者が安心して働ける環境はどこにもなくなってしまいます。

判決では、私が行っていた業務は「一時的なものではなく、恒常的な業務」であり、「原告の就業状況に問題はなく」「雇用契約がある程度更新されると原告が期待するのは自然」と判断され、雇い止めは「客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められず、無効である」とされました。この判決は「期限がきたから『これで終わりです』は通用しない」

ことを示し、契約満了となったからといって簡単に解雇するのは違法であり、多くの非正規労働者が強く勇気づけられる判決となったと思います。

しかし、立教女学院は判決を不服とし、控訴しました。しかも、仮執行で支払命令が出ていた私に対する賃金に関しては東京地裁に「強制執行停止依頼」を行い保証金を立てて、私自身への支払いは控訴審の判決ができるまでは行わないという、不誠実きわまりない対応であり、早期に争議解決を図る意思が全くないようです。

立教女学院には判決を厳粛に受け止めてもらいたいと強く願っていましたが、争議はまだ続くことになりました。一審ででた判決は非正規労働者にとっては大

事な判決です。この判決を必ず確定させるためにも、今後もより一層裁判・運動を頑張るつもりです。

最後に、これまでの分会の皆様の多大なるご支援・ご協力に心から感謝を申し上げます。本当にどうもありがとうございました。まだ裁判は続くこととなりましたが、今後とも引続きご支援・ご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

そしてこの場をお借りして最終準備書面作成に多大なご尽力を賜りました志田昇副委員長に心から感謝を申し上げ、私の判決報告とさせていただきます。

大きな希望の光—判決所感—

武藤健一

今回清野さんが勝ち取った判決は意義のあるものだと、まずは言っておきたいと思います。100パーセントと言う全面的な完全な勝利ではありませんが、この勝訴はたたえられるべきです。

前に傍聴記で被告である立教女学院側の失点の多さを指摘しましたが(第68号)、訴訟で明らかになったように、労働者として誠実でかつ能力の高い清野さん側の非はほぼ皆無だったので、そのような事実を踏まえて裁判官はどのような判断を下すかが注目されました。

今回の判決の大きなポイントは、(1) 有期契約の更新が3年未満であれば、いつでも雇い止めができる、反対から言

えば3年を超えてしまうと少なくとも雇い止めできづらくなる(立教女学院の内部ではこのように考えられていたことが明らかになっています)という世の中に流布している根拠不明な「法理」を、はっきりと否定したということです。つまり、清野さんがしていたような、そして世の中の非正規雇用でまかり通ってしまっているような恒常業務に従事しているのならば、更新が何回か継続されることに対する期待権を非正規雇用で働く労働者は持つのだと判決は言っているのです(しかもその期待権は「本雇用契約が締結された時点において」と言われているので、何回かの更新の後に発生するのではない

のです)。

よって、(2)客観的に合理的であって、かつ、社会通念上相当とされる理由がなければ、有期雇用契約で働いている非正規労働者に対する雇い止めには、解雇権の濫用法理が適用されると判断されています。

ここから、非正規雇用であっても、それだけを理由とした雇い止めは不当と明示したという点で、大変明快で意味のある判決です。これは、現在、日本社会の行く末さえ揺るがしかねないほど膨大な数に膨れ上がった非正規雇用者に対して、大きな希望の光として存在できるのではないのでしょうか。

清野さんは大学の非正規職員で、我々、首都圏大学非常勤講師組合員の多くは大学の非正規教員を中心として大学で働く非正規労働者によって構成されています。多くの職場では非正規職員・教員が加入できる組合がなく、清野さんもまたそのような経緯から私たちの組合に入りました。

ですから今回の判決は、授業を担当するだとか、大学事務に従事するだとかいう恒常業務をしている同じ立場にある私たちにとっても、大変有意義な判決でした。昨年末から全国で展開されている「派遣切り」に象徴されているように、非正規解雇の嵐が吹き荒れています。この寒空の下で、人間はモノ扱いされてはならないということにつながる判断が明確に出されたことはとても意味のあることではないかと思います。

この号外での検討は不十分なものですが、今後更なる検討を加え、今回の判決の内容をさらに世間に広めることによって、ますます増加している非正規雇用の不当な雇い止めを、少しでも食い止め、人が人によって道具にされることがあってはならないという声を大きくしていかなければならないと強く感じます。非正規労働者も生活のために労働をしているのであって、正規労働者と同様に人間としての尊厳を持ち、それに見合った同様な扱いがなされるべきだと思います。

